

不活化設備設置場所の取扱いについて

遺伝子組換え生物等使用実験安全委員会委員長

従来、遺伝子組換え生物等の不活化処理(オートクレーブ処理, 焼却処理等)を行う場所につきましては、遺伝子組換え生物等使用実験室としての承認を本学では義務付けておりませんでした。しかしながら、本年 5 月に開催された文部科学省主催「カルタヘナ法に関する説明会」において、不活化処理のみを行う部屋に関しても遺伝子組換え生物等使用実験室として取り扱うことが望ましい、との見解が出されました。

そのため、遺伝子組換え生物等の不活化処理を行う部屋のうち、遺伝子組換え生物等使用実験室としての承認を受けていない部屋について、新たに承認申請(遺伝子組換え生物等使用実験室報告書)を提出して頂くようお願いいたします。提出に際しましては、下記の点にご留意下さい。

- ・ 不活化処理を行う遺伝子組換え生物の拡散防止措置レベル(P1, P2A, など)に応じた申請をご提出下さい。例えば、P1 承認済みの部屋であっても、P2 レベルの遺伝子組換え実験に関わる不活化処理が行なわれる場合、P2 レベルでの再申請が必要となります。
- ・ P2, P2A, P2P レベルの遺伝子組換え実験に関わる不活化処理を行う部屋につきましては、不活化処理によってエアロゾルが生じると考える特別の理由が無い限り、安全キャビネットの設置は必ずしも必要ありません。
- ・ 「動物作成実験」、「植物作成実験」、「きのこ作成実験」により作成された遺伝子組換え動植物の「死体」は「遺伝子組換え生物」の範疇に入りません。従いまして、動植物の死体のみについてオートクレーブ, 焼却等を行う部屋につきましては申請不要です。一方、遺伝子組換え植物及びきのこを生きた状態で不活化処理にかける場合には、申請が必要です。
- ・ 「動物接種実験」及び「植物接種実験」の場合、遺伝子組換え微生物を接種した動植物につきましては、動植物本体が死亡していても、微生物を不活化する必要がありますから、その不活化処理を行う部屋につきましては申請が必要です。
- ・ P3, P3A, P3P レベルの遺伝子組換え実験につきましては、実験室内部に不活化設備が設置されていることが初めから義務付けられておりますので、今回、新たに申請を提出して頂く必要はありません。
- ・ 今回の文部科学省の見解に応じて、廊下などの実験室外にオートクレーブ等の不活化設備を設置している場合には、実験室としての要件を満たす部屋の中に移動して頂く必要があります。移動先の部屋が遺伝子組換え生物等使用実験室として未承認である場合、新たに申請をご提出下さい。
- ・ 遺伝子組換え生物等使用実験の新規計画申請(遺伝子組換え生物等使用実験計画書)につきましては、平成 22 年度第 4 回委員会審査分(平成 22 年 11 月末開催)から、不活化処理を行う部屋が遺伝子組換え生物等使用実験室として未申請の場合、実験計画を承認することができなくなります。実験計画の新規申請を予定されている方は、不活化処理を行う部屋に関する承認申請(遺伝子組換え生物等使用実験室報告書)と併せてご提出頂くようお願いいたします。
- ・ この他、ご不明の点がございましたら、御所属の部局の安全主任者までお問い合わせ下さい。